平成２７年（フ）第２６３号
大阪府河内長野市南花台３丁目２番６―402号
破産者　Ａ．Ｉ．ラボこと　阿南　敏宏
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５３５号
北九州市八幡西区岡田町７番30―317号
破産者　勝野　正生（旧姓安藤・中園）
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５３６号
北九州市八幡西区東鳴水３丁目２番３号105号、開始決定時の住所北九州市八幡西区藤田２丁目４番19―203号
破産者　安藤美智子（旧姓高柳・浦・川崎・勝野）
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５９号
札幌市豊平区西岡５条２丁目５番２号、開始決定時の住所北海道小樽市富岡１丁目13番７号
破産者　佐藤　公彦
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１０号
岩手県九戸郡野田村大字野田第26地割19番地の１
破産者　中野　澄子
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第１１号
岩手県九戸郡野田村大字野田第26地割19番地の１
破産者　中野　浩和
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第２４号
福島県郡山市昭和１丁目２番５号　平田コーポ２―201号
破産者　鈴木　昌行
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
横浜市保土ケ谷区川辺町３番地１　パークシティ横濱Ｄ棟1404号
破産者　滝川　満弘
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４９号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼海岸４番４号
破産者　城間めぐみ
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２２号
広島市安佐北区亀山３丁目６番24―３―201号　カーサフェリーチェ参番館
破産者　城市　優次
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６４号
山口県周南市清水２丁目５番１号
破産者　山岡孝光こと　李　　孝光
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１号
徳島県阿南市長生町西方591番地　市営住宅西方団地315号
破産者　橋本　光代
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第５７号
高知県南国市岡豊町蒲原238番地　県営住宅Ｋ棟306号
破産者　**德**橋　英人
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６９号
高知市瀬戸南町１丁目２番14―３号　瀬戸南荘南
破産者　関田　典子
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５６７号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地46番301号
破産者　平塚祥太朗
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第９号
大分県中津市大字島田180番地19、開始決定時の住所大分県中津市大字角木103番地19
破産者　錦織　克行
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結

平成２６年（フ）第８１２号
福岡県古賀市鹿部490番地７
破産者　株式会社博多とみまる
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７６５号
福岡県糟屋郡志免町別府北２丁目10番１号
破産者　有限会社信和工業所
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部